



I. ファイナンスの観点から見た英国倒産法改正  
II. ドイツにおけるリース業規制について②

2020年  
9月29日号

## I. ファイナンスの観点から見た英国倒産法改正

執筆者: 煎田 勇二

### 1. はじめに

Covid-19の影響が残る2020年6月26日、英国新倒産法(Corporate Insolvency and Governance Act 2020)が施行され、英国倒産法の大改正が実施されました。英国新倒産法の最大の目的は、債務者フレンドリーな倒産制度の確立にあります。欧州のファイナンスのハブとして機能する英国は、これまでは比較的、債権者フレンドリーな倒産制度を採用していましたが、新倒産法により方向転換が図られています。

本ニュースレターでは、ファイナンスの視点から、英国倒産法を概説すると共に、英国新倒産法によるファイナンス実務への影響を考察します<sup>1</sup>。

### 2. 英国企業倒産手続及びその適用範囲

#### (1) 英国企業倒産手続とモラトリアム

英国の企業倒産手続には、主として①清算手続(Liquidation 又は Winding up)、②会社任意整理(Company Voluntary Arrangement)、③スキームオブアレンジメント(Scheme of Arrangement)、④会社管理手続(Administration)及び⑤財産管理手続(Receivership)があります。英国新倒産法により、新たに⑥再建計画(Restructuring Plan)という手続と共に、⑦独立型モラトリアム(Standalone Moratorium)が追加されることになりました。

ファイナンスの観点からは、各企業倒産手続においてモラトリアム(Moratorium)が認められるか否かに留意する必要があります。モラトリアム期間中、担保権の実行、倒産手続の申立など債務者に対する権利の執行が原則として禁止されます。モラトリアムの趣旨は、債務者を一時的に担保その他の権利の執行のリスクから解放することで、会社の再生に繋げるという点にあります。債務者がモラトリアム期間中である場合、担保権者は日本法でいうところの別除権が認められず、担保権の実行及び債権回

<sup>1</sup> 本ニュースレターは、2020年8月18日付金融ニュースレター「英国及びシンガポール倒産法改正が海外ファイナンス実務へ与える影響(前編)」の内容を一部加筆及びアップデートしたものといたします。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

収手続に大きな影響を与えます。後述するとおり英国新倒産法の下においては、④会社管理手続には自動モラトリアムがありますが、それ以外の倒産手続においては当該手続自体にはモラトリアムが組み込まれていません。もっとも、後者については、⑦独立型モラトリアムを利用することで会社をモラトリアムの状態とすることができます。

後記 3.で概説しますが、各企業倒産手続の概要とモラトリアムの有無は、以下のとおり整理できます。

倒産手続	概要	モラトリアムの有無
清算手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 会社を清算し、解散させる手続。任意清算と強制清算の2種類</li> <li>✓ 任意清算は会社が株主総会の承認(特別決議、すなわち議決権の4分の3以上の承認)</li> <li>✓ 強制清算の主な申立事由は会社の支払不能(unable to pay its debt)</li> </ul>	✓ モラトリアムなし。ただし、裁判手続は原則として停止
会社任意整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 債務者主導で会社再生の目的を達成するための倒産法上の手続</li> <li>✓ 株主総会の過半数の承認、かつ、4分の3以上の債権者(無担保債権の金額ベース)の承認及び会社の関係者を除いた無担保債権者の過半数(金額ベース)の承認</li> <li>✓ 裁判所の認可不要。ただし、担保権者を拘束することはできない</li> </ul>	✓ 自動モラトリアムなし
スキームオブアレンジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 債務者主導で会社再生の目的を達成するための会社法上の手続</li> <li>✓ 各クラスの株主及び債権者の4分の3以上(金額ベース)及び過半数以上(頭数ベース)の承認並びに裁判所の認可が必要</li> <li>✓ 法定要件を満たす限り担保権者も拘束可能だが、クラムダウン不可</li> </ul>	✓ 自動モラトリアムなし
会社管理手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 会社管理手続においては、裁判所のオフィサーとして管財人が取締役役に代わって会社の更生手続を実施</li> <li>✓ 裁判所の命令により開始する手続と会社又は浮動担保権者が申請して行う裁判外の手続の2種類</li> </ul>	✓ 自動モラトリアムあり
財産管理手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 担保権者による債務者の財産管理手続</li> <li>✓ 浮動担保権者による財産管理手続(administrative receivership)は原則として廃止され、固定担保権者による財産管理手続(fixed charge receivership)のみ可能</li> </ul>	✓ モラトリアムなし
再建計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 英国新倒産法により新しく導入された米国のチャプター11類似の手続</li> <li>✓ 債権者及び株主の各クラス毎に(金額ベースで)4分の3以上の承認及び裁判所の認可が必要</li> <li>✓ 担保権者を拘束することができ、クラムダウンも可能</li> </ul>	✓ 自動モラトリアムなし
独立型モラトリアム	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 英国新倒産法により新しく導入された独立型のモラトリアム手続</li> <li>✓ 会社が支払不能となっている場合又は支払不能に陥る可能性が高い場合に、継続企業としての会社を救済するために利用可能</li> </ul>	✓ 会社をモラトリアムとするための手続。ただし、金融機関や証券化ヴィークルは利用不可。ファイナンス契約に基づく支払も継続が必要

## (2) 英国企業倒産手続の適用範囲及び執行

英国企業倒産手続の適用範囲については、③スキームオブアレンジメント、⑥再建計画、⑦独立型モラトリアムなどは、日系企業などの外国企業であっても英国(イングランド及びウェールズ)と十分な関連性(sufficient connection with England and Wales)を有する場合には英国裁判所での管轄が認められる可能性があります。かかる関連性のテストは、ケース毎に判断されますが、ファイナンス契約において準拠法が英国法である場合や合意管轄裁判所が英国裁判所である場合といった緩やかな関連性だけで充足される場合もありますので、英国に拠点を有さない外国企業が債務者であっても英国倒産手続の対象となり得る点に留意する必要があります。

なお、外国企業が英国倒産手続を利用できるとしても、かかる手続を当該外国企業の本国その他英国以外の国で執行することができるかという点については別途、考える必要があります。特に、新しく導入された再建計画が、スキームオブアレンジメントと同様に、EU 域内及び域外の外国で効力が認められるか否か今後の運用が注目されます。

### 3. 英国企業倒産手続の概要

#### (1) 清算手続

①清算手続には、(i)任意清算(Voluntary Liquidation)及び(ii)強制清算(Compulsory Winding up)の2種類があります。いずれも倒産法上の清算型の手続であり、清算人(Liquidator)が会社の資産を換価し、債務の返済に充てた後、残余財産があれば株主に払い戻し、最終的に会社を解散させるための手続となります。

(i)任意清算は、会社が株主総会の承認(特別決議、すなわち議決権の4分の3以上の承認)を経て、会社の申立により清算手続を開始します。任意清算は、さらに、株主主導の任意清算(Members' Voluntary Liquidation)と債権者主導の任意清算(Creditors' Voluntary Liquidation)に分かれます。前者の株主主導の場合には、取締役が支払能力証明書(Solvency Statement)を提出し、清算手続の開始から12ヶ月以内にすべての債務を返済することができる旨の意見を提出する必要があります。取締役が支払能力証明書を提出できない場合には、債権者主導の任意清算となります。株主主導の任意清算の場合には、株主総会決議において清算人を選任しますが、債権者主導の場合、債権者の決定に従う必要があります。

(ii)強制清算は、裁判所の命令により開始される強制的な清算手続となります。申立事由の典型例は会社の支払不能(unable to pay its debt)です。支払不能には法定のみなし事由があり、代表的なものは、法定催告(Statutory Demand)の不履行及び判決債務の不履行です。法定催告は、債権者から債務者たる会社に対する法定の催告であり、債務の金額が750ポンドを超えること及び当該催告が到達した日から21日以内に当該債務が支払されないことの要件を満たすことで、債務者は支払不能とみなされます<sup>2</sup>。強制清算の申立権者には、会社、会社債権者などが含まれますが、実務的には会社債権者から申し立てられることが多いようです。開始命令後、別途、清算人が選任されるまで、裁判所の選任する破産管財人(official receiver)が清算人に就任します。

なお、清算手続においてはモラトリアムはありませんが、清算手続中の会社に対する訴訟手続は原則として停止します。

#### (2) 会社任意整理及びスキームオブアレンジメント

②会社任意整理及び③スキームオブアレンジメントは、米国のチャプター11に相当する倒産法制度を有しなかった英国において債務者主導による会社再生の目的を実現するために利用されてきました。

②会社任意整理は、債務の返済期限の延長、債権カット、デッドエクイティスワップなどの目的を達成するための倒産法上の手続です。会社任意整理の提案は、株主総会の過半数の承認、かつ、4分の3以上の債権者(無担保債権の金額ベース)の承認及び会社の関係者を除いた無担保債権者の過半数(金額ベース)の承認を得ることで、原則として実行することができます。なお、当該決議の結果は、裁判所に報告する必要があり、裁判所はその内容が不公正である場合や重大な手続違反がある場合には当該提案を拒絶できますが、裁判所の事前の認可は必要とされていません。ただし、会社任意整理においては、個別の同意を得ない限り、各担保権者を拘束することができないため、担保権者がいる場合には、その協力が必須となります。

③スキームオブアレンジメントは、会社法の規定に基づく手続となっており、M&Aの手法として使われることもありますが、会社のリストラクチャリングの目的でも使用されます。スキームは、会社、会社債権者、株主、清算人又は管財人が裁判所に申立をすることができます。スキームを実行するためには、原則として、債権者及び株主の各クラス毎に(金額ベースで)4分の3以上の承認及び(頭数ベースで)過半数の承認を経た上で、裁判所の認可を得る必要があります。この裁判所の認可の要件のため、スキームオブアレンジメントは、会社任意整理と比較して、より多くの費用と時間がかかるといわれています。しかしながら、会社任意整理は、担保権者の権利を一方的に変更できませんが、スキームオブアレンジメントは担保権者についてもスキームの対象とできるため、複雑なリストラクチャリングが可能となっています。

<sup>2</sup> なお、新倒産法は、Covid-19の影響を考慮した一時的な措置として、2020年3月1日から9月30日までの間、法定催告に基づく清算の申立を認めないこととしています。かかる期間はさらに延長される可能性があります。

会社任意整理<sup>3</sup>及びスキームオブアレンジメントにおいては、モトリアムが自動的に付与されません。新倒産法は、会社任意整理及びスキームオブアレンジメントにおいて自動モトリアムのない点をカバーし、債務者フレンドリーな倒産制度とするために、後記(6)の独立型モトリアムを新たに導入しています。

### (3) 会社管理手続

④会社管理手続は、(i)継続企業として会社を救済するため、(ii)清算手続よりも会社債権者にとって有利な結果を達成するため、並びに(iii)担保権者及び優先債権者への支払のために資産を売却するために利用されます。

会社管理手続は、裁判外手続による方法(具体的には、管財人(administrator)を浮動担保権者(the holder of a floating charge)が選任にする方法又は会社若しくはその取締役が選任する方法)と裁判所の命令により開始する方法の2つの類型に分かれます。いずれの場合にも、管財人は、裁判所のオフィサーとして行動し、管財人が取締役役に代わり、会社管理手続の目的に従って会社の管理を行います。この点で、米国のチャプター11のようなDIP(debtor in possession)型の手続と異なります。

会社管理手続中においては、会社の経営権及び管理処分権は管財人に移転し、会社は自動的にモトリアムとなります。かかる強力な法的効果がある反面、裁判所の命令により会社管理手続を開始する場合、裁判所が関与するため手続が複雑かつコストが高いといわれています。

新倒産法施行前は会社をモトリアムの対象とするために、自動モトリアムがある会社管理手続と会社任意整理及びスキームオブアレンジメントを併用するという手法がとられることがありましたが、新倒産法施行後は、後記(6)の独立型モトリアムを使用することができます。

### (4) 財産管理手続

⑤財産管理手続には、浮動担保権者による財産管理手続(administrative receivership)と固定担保権者(the holder of a fixed charge)による財産管理手続(fixed charge receivership)の2種類があります。企業法(Enterprise Act 2002)が施行されるまでは、浮動担保権者による財産管理手続は、倒産手続の一類型として利用されてきました。しかしながら、企業法施行後は、同手続は、原則として、上記(3)の裁判外手続による会社管理手続によることになったため、浮動担保権者の財産管理手続を使用することはほとんどなくなったといわれています。なお、財産管理手続自体には、債務者のモトリアムはありません。

### (5) 再建計画とクラムダウン

英国新倒産法により導入された新たな再生型の倒産手続が⑥再建計画となります。米国のチャプター11のようにDIP型の再生手続となります。上記(3)のとおり英国では同様の目的を達成するために会社任意整理及びスキームオブアレンジメントが利用されてきましたが、会社任意整理は担保権者を拘束できないという点、また、スキームオブアレンジメントについても担保権者などの一定のクラスの債権者の法定承認が得られない場合、当該クラスの債権者を拘束できない点など、債務者にとって使いづらい面があったため、新たに再建計画という手続が会社法上、導入されました。

スキームオブアレンジメントが再建計画と大きく異なる点は、再建計画は債務者が資金繰りに窮している又は窮する可能性が高い場合にのみ可能であること、及び再建計画においてはクラムダウン(Cross-class cram down)が可能となっている点です。再建計画は、当該計画を実行するためには、原則として、債権者及び株主の各クラス毎に(金額ベースで)4分の3以上の承認<sup>4</sup>を経た上で、裁判所の認可が必要となります。しかしながら、あるクラスの債権者の4分の3以上の承認が得られなかったとしても、所定の条件を満たす場合には、当該クラスの債権者に対して当該計画の効力を及ぼすことができます。これを(クロスクラス)クラムダウンと呼びます。かかる所定の要件としては、(i)当該計画を承認しなかったクラスの債権者が当該計画によって代替案と比較してより不利な立場にならないこと及び(ii)代替案により支払を受ける又は純粋な経済的利益を有する少なくとも一つのクラスが当該計画を承認することが規定されています。クラムダウンにより、ある種類のクラスの債権者(劣後クラスの債権者など)が計画に反対したとしても、そのクラスの債権者を拘束し、再建計画を進めることが可能となっています。

<sup>3</sup> なお、新倒産法施行前までは、会社任意整理においては、小会社((i)売上が10.2百万ポンド以下、(ii)貸借対照表上の資産が5.1百万ポンド以下又は(iii)従業員が50名以下のいずれか2つの条件を満たす会社)はモトリアムの申請が可能となっていました。後記(6)の独立型モトリアムの導入により、かかる会社任意整理におけるモトリアムは廃止されました。

<sup>4</sup> スキームオブアレンジメントと異なり、各クラスの(頭数ベースで)過半数の承認が不要となっています。

なお、英国法のクラムダウンは、米国のチャプター11 と異なり、絶対優先ルール(absolute priority rule)が採用されていません。絶対優先ルールが存在する場合、原則として、計画に承認をしなかった債権者が劣後するクラスの債権者や株主への支払に先立ち債務の全額の返済を受けることが計画の条件となります。このため、計画の内容次第では、優先するクラスの債権者が、絶対優先ルールが採用されていれば回収できた金額よりも少ない金額しか回収できない可能性があり、逆に、劣後するクラスの債権者などの回収金額が増える可能性があります。

## (6) 独立型モトリアム

再建計画と並んで英国新倒産法の改正の目玉となっている手続が⑦独立型モトリアムです。自動モトリアムが付与されている会社管理手続以外の倒産手続であっても、債務者である会社をモトリアムの対象としながら倒産手続を開始及び継続することができます。

独立型モトリアムは、会社が支払不能となっている場合又は支払不能に陥る可能性が高い場合に、継続企業としての会社を救済するために利用することができます。(i)裁判外手続及び(ii)裁判所の命令に基づく方法の2種類があります。(i)裁判外手続の場合には、英国の会社が現在、清算手続が申し立てられておらず、かつ、直近1年間にモトリアムその他の倒産手続に服していない場合において、会社が裁判所に申請することによりモトリアムが開始されます。(ii)裁判所の命令による場合、外国の会社が英国でモトリアムを求める場合又は英国の会社について清算手続が申し立てられている場合に会社がその申立を行います。

モトリアムは当初20営業日付与され、債権者の承諾なくして、さらに、20営業日の延長が可能となっています。債権者の承諾がある場合には、当初期間と合わせて最大1年までの延長が可能です。また、会社任意整理、スキームオブアレンジメント又は再建計画の手続が開始している場合には裁判所の裁量で延長ができます。

モトリアム期間中であっても会社の取締役は経営権及び管理処分権を失いませんが、裁判所のオフィサーとして行動する監視者(Monitor)がモトリアム中の会社を監視し、会社が救済される見込みがないと判断した場合には、早期にモトリアムを終了させることも可能となっています。

独立型モトリアムは、会社債権者による担保実行を含む、権利の行使を制限することで、債務者の救済を図るものであり、貸付人による権利行使に影響を与えます。しかしながら、証券化ヴィークル、所定のキャピタルマーケットアレンジメントの当事者である会社、金融機関などは独立型モトリアムを利用することができません。また、独立型モトリアム期間中であっても、ファイナンス契約など所定の契約に基づく支払は継続しなければなりません。ローン契約においては借入人がモトリアムの対象となることは期限の利益喪失事由として規定されるのが一般的ですので、かかる期限の利益喪失を防ぐためには、借入人は、独立型モトリアムの申請又は申立の前に貸付人の承諾を得るなどが必要になると考えられます。

## 4. 倒産解除条項の制限

上記3.で述べた再建計画・クラムダウン及び独立型モトリアムと共に、新倒産法による大きな改正点として倒産解除条項(ipsa facto clause)の制限があります。倒産解除条項とは、会社が倒産手続に入ったことなどを理由に契約を解除する条項をいいます。新倒産法施行前においても一部の必須となる物品及びサービスの提供に係る契約の解除は制限されていましたが、新倒産法により、原則として、あらゆる種類の物品及びサービスの提供に関する契約が倒産解除条項の制限を受けることになりました。しかしながら、英国倒産法上の倒産解除条項の制限は、当事者が金融機関や証券化ヴィークルである場合には適用されず、ローン契約、ファイナンスリース契約、デリバティブ契約、キャピタルマーケットアレンジメントなどの多くのファイナンス契約にも適用されないため、ファイナンス実務に与える影響は軽微となることが想定されます。

## 5. 考 察

再建計画に基づくクラムダウンは、各クラスの債権者(担保権者を含む)を一定の条件の下、仮にそのクラスの(金額ベースで)4分の3以上の承認が得られなかったとしても、再建計画に拘束させるというものであり、これにより、特に全額返済を受けられない劣後クラスの債権者による再建計画への拒否権が実質的に限定されることとなります。

また、独立型モトリアムにより、モトリアムの対象が広がり、債務者にとっての利便性が向上しています。モトリアム期間中の担保権の実行や権利の執行は原則として禁止されますので、担保権者による権利行使に影響を与えることとなります。しかしながら、独立型モトリアムは金融機関や証券化ヴィークルへの適用がなく、また、モトリアム期間中でもローン契約を含むファ

イナンス契約に基づく支払は行わなければならないため、ファイナンス実務に与える影響は限定されています。

さらに、倒産解除条項の制限は、当事者が金融機関や証券化ヴィークルの場合には適用されず、また、ローン契約を含む大部分のファイナンス契約には適用されないなど、ファイナンスの実務を踏まえた例外が用意されています。

全体的にみて、英国新倒産法は、債務者フレンドリーな倒産手続を指向しながらも、ファイナンスの観点からもバランスが取れた内容と評価できます。実際、英国及びヨーロッパを中心としたシンジケートローンの業界団体である Loan Market Association<sup>5</sup>においても、英国新倒産法の内容を吟味した結果、現時点では、各ファシリティ契約の雛型を改定する必要はないと判断しています。今後の動向を注視していく必要がありますが、新倒産法の観点からは、英国法を今後もファイナンス契約における準拠法として選択することについては支障は少ないと考えることができます。



せん だ ゆう じ  
煎 田 勇 二

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

[y\\_senda@jurists.co.jp](mailto:y_senda@jurists.co.jp)

2005 年慶應義塾大学総合政策学部卒業。2006 年弁護士登録。2016 年シンガポール法弁護士(FPC)登録。2018 年ケンブリッジ大学ビジネススクール修了(MBA)。シンガポールを拠点に金融およびデジタルイノベーション法務に従事し、バンキング、不動産ファイナンス、データ保護規制、コンプライアンスその他国際法務を主に取り扱う。

## Ⅱ. ドイツにおけるリース業規制について②

執筆者: 杉山 泰成、所 悠人

ヨーロッパのうちドイツにおけるリース業規制について、前回<sup>6</sup>は総論として、(i)ドイツの銀行法(Kreditwesengesetz)(以下「KWG」といいます。)においては、ドイツ国内で商業上ファイナンスリース業務を行う場合には、ドイツの連邦金融監督当局(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)(以下「BaFin」といいます。)のライセンスが必要であること、(ii)ファイナンスリースの概念、及び(iii)ドイツ国内の業務(Domestic Connection)の概念についてご説明いたしました。

今回は、リース会社がドイツ国内で商業上ファイナンスリース業務を行うことを前提として、適用される金融規制について概説します。

※なお、本稿は近時の公表情報等をベースに作成されたものであり、最新の法令の状況・変更を反映していない可能性があります。点にご留意ください。

### 2. ドイツ国外からドイツの顧客向けにクロスボーダーのリースを行う場合

まず、リース会社がドイツ国内で商業上ファイナンスリース業務を行う場合として、当該リース会社がドイツ国外からドイツの顧客向けにクロスボーダーのファイナンスリースを行うことが考えられます。この場合に、BaFin のライセンスを得るための要件(詳細は下記 3.を参照)のうち最も着目すべきものが、当該リース会社が「ドイツ国内に所在すること」という要件です。具体的には、KWG 上、当該リース会社の本社及び法律上の居所がドイツ国内にない場合は、認可が認められないこととされています。従って、ドイツ国外のリース会社が、ドイツ国外からドイツの顧客向けにクロスボーダーのファイナンスリースを商業上行うことは基本的に困難といえます。

### 3. ドイツ現地法人を設立してドイツの顧客向けのドイツ国内リースを行う場合

そこで、ドイツの顧客向けにファイナンスリースを行う場合には、基本的にドイツ国内に本社及び法律上の居所を有するドイツ現地法人を設立することが必要となります。

<sup>5</sup> <https://www.lma.eu.com/>

<sup>6</sup> [ヨーロッパニュースレター2020年7月28日号](#)をご参照ください。

この場合、当該リース会社が「ドイツ国内に所在すること」という要件は充足していますので、残りの以下の要件を満たすことにより、認可が得られることになっています。

- ・ 必要な要件を充足し、添付書類を含め、要件・必要事項を網羅した申請手続
- ・ 設立資金のみならず、事業運営に必要な資金が存在すること
- ・ 当該リース会社及びその実質株主の信頼性
- ・ 当該リース会社の取締役社長が必要とされる信頼性及び専門的な能力を有していること
- ・ BaFin による監督の有効性に問題がないこと
- ・ 適切な管理メカニズム、健全な財産管理及び会計手続等の、リスク管理、監督及び通知に関する十分な方法を備えていること

認可手続の所要期間に関しては、KWG 上、申請から 6 か月以内とされており、BaFin はこの期間内に、認可をするか申請を却下するかを決定する必要があります。しかし、現実的な問題として、①当該期間は、全ての必要書類が BaFin に提供された時点から開始されること、また、②BaFin が追加の重要な情報や書類のリクエストをする度に、当該期間が延長されるという点に留意する必要があります。BaFin による追加の情報のリクエストがなかった場合でも、申請の準備の段階から起算すると、ライセンスを得るまでに早くも 9 か月、通常は 12 か月以上を要するという情報もあります。また、個別具体的な事情によりはりますが、認可手続期間の短縮について BaFin と交渉を行うことは可能であり、ライセンスが特定の日付までに必要である等の重大な理由がある場合には、期間を短縮する余地もあるようです。

#### 4. 例外的に BaFin のライセンスを要せずドイツの顧客向けのファイナンスリースが行える場合

上述のとおり、原則として、リース会社がドイツ国内で商業上ファイナンスリース業務を行う場合には BaFin のライセンスが必要となりますが、例外的に、欧州連合(EU)加盟国に登記上の事務所を有し、当該国においてファイナンスリース業務を行うことができる許認可を有する場合には、KWG 上の CRR credit institution としての認可を取得することにより、BaFin のライセンスを要せずしてドイツの顧客向けのファイナンスリースを行うことができます。

今回は、上記例外との関係で、CRR credit institution について概説する予定です。



すぎやま やすなり  
杉山 泰成

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[y.sugiyama@jurists.co.jp](mailto:y.sugiyama@jurists.co.jp)

1994年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、司法修習修了後(第48期)、1996年4月西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所。2001年コロンビア大学ロースクール(LL.M.)卒業後、ニューヨークのLatham & Watkins(2001年8月～2002年7月)およびロンドンのNorton Rose(2002年8月～2003年2月)での海外研修を経て、現在西村あさひ法律事務所パートナー。主な業務分野は、工場設備・航空機・船舶等のアセットファイナンス、トレードファイナンス、不動産・債権の流動化及び証券化、アグリ・フードビジネス及び資産への投融資、金融機関の海外進出支援。



ところ ゆうと  
所 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.tokoro@jurists.co.jp](mailto:y.tokoro@jurists.co.jp)

2017年弁護士登録。2014年早稲田大学法学部卒業、2016年早稲田大学法科大学院修了。不動産ファイナンスやリース等の動産ファイナンスを中心に、再生可能エネルギー案件、買収ファイナンス、金融機関の海外進出支援等も担当。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPR を含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。